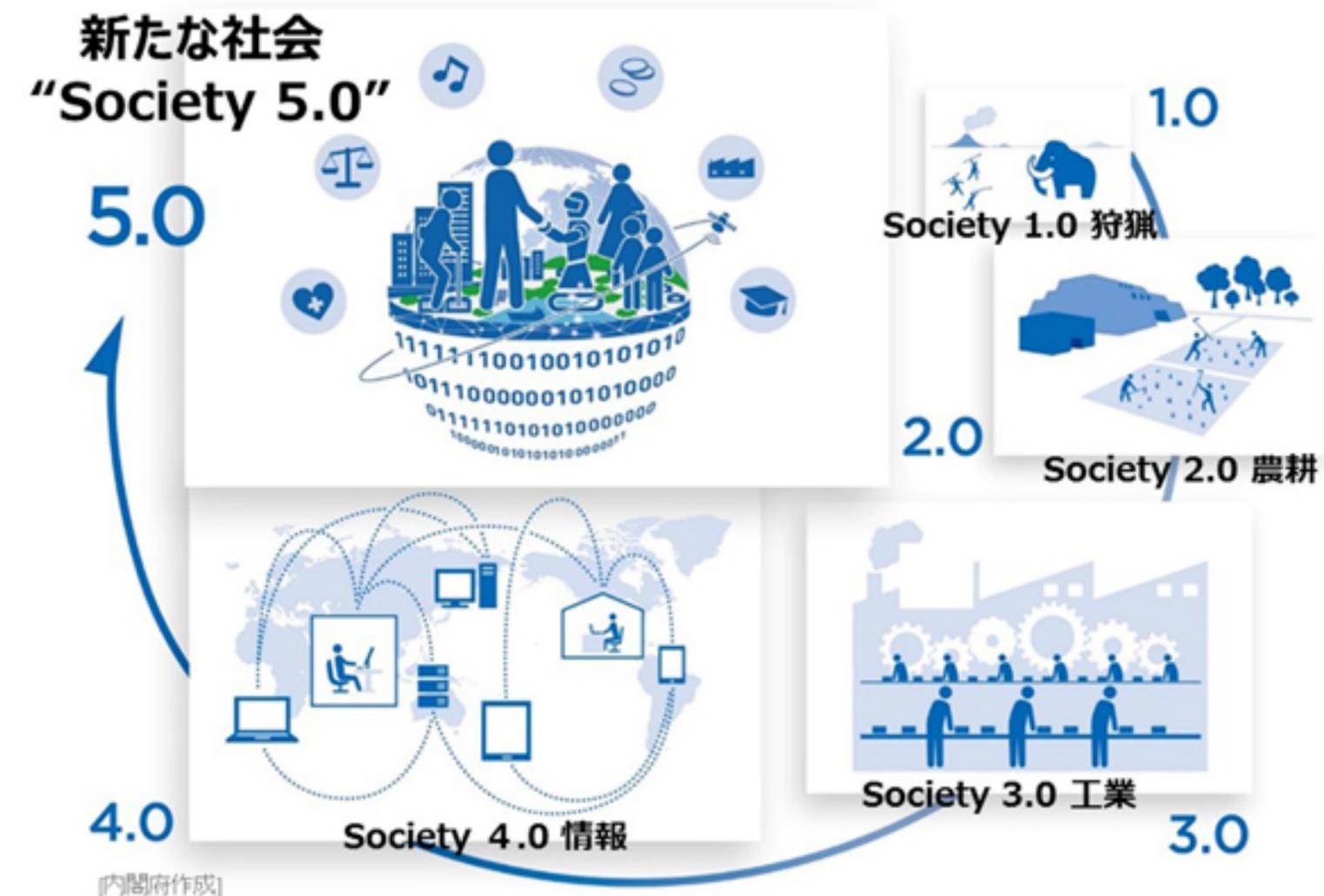


共同規制枠組の実効化に向けた法的責任制度のり・デザイン

Governance Innovation & Beyond



Society 5.0と従来型統治システムの課題 サイバーとフィジカルの融合がもたらすもの 社会状態の変化

- 技術進展速度の加速/技術的選択肢の増加
- 正負のバタフライ効果の増幅
- ローカル/グローバルの垣根の消失
- ハイブリゼーション/価値観の多様化の進展

従来型統治システムの課題

- 規制主体・被規制主体間での情報ギャップの深刻化
- 不確実性の常態化/ハザード・ベース規制の陳腐化
- グローバル企業の影響力の増加/主権国家の地位低下
- Liberty with designの重要性/垂直的One fits all規制の限界

Governance Innovation

共同規制戦略による垂直的規制の限界突破

共同規制の目標

- 私的情報を利用した適時の規制の実現：情報ギャップの克服
- 私企業によるリスク/イノベーションの適正な衡量：不確実性の縮減/ハザード・ベース規制の問題点の克服
- 域外適用による私企業の自主的な調査・規制への協力：国家主権の地域的限界の克服
- ステークホルダーの関与を伴う個別具体的解決の推奨によるボトムアップ型秩序形成：Liberty with design問題への民主主義的正統性を高めた解決

共同規制の課題

- モラル・ハザード/規制の「虜」問題の深刻化
- 私的利益の確保の推進/不確実性の増加
- 規制の名目化/国家主権の無力化
- Moral crumple zoneの増加/恣意的判断の連続による無秩序化

実効的な法的責任制度のリデザインが必要

O. Lobel, The Renew Deal The Fall of Regulation and the Rise of Governance in Contemporary Legal Thought 89 Minn. L. Rev. 342 (2004)
M. Elish, Moral Crumple Zone: Cautionary Tale i Human-Robot Interaction, 5 Engaging Science, Technology, and Society 40 (2019)等を参照

法的責任制度設計の目標と課題： ハザード・リスク・不確実性の適切な位置づけとイノベーション

法的責任制度の目標：企業のアカウントビリティを高めることによるリスクとイノベーションの両立

ハザード・ベース規制（例：過失責任）

- 1.ハザード（害）を避けること自体が目標
- 2.予見可能性に基づく結果回避義務：裁判所等の公的主体による義務の設定
- 3.動的で情報の非対称性が大きい状況下では不適切な規制につながりやすい

リスク・ベース規制（例：厳格責任）

- 1.社会的利益の最大化が目標
- 2.リスク（害とその発生する蓋然性を掛け合わせたもの）低減措置の費用便益分析に基づき、活動主体がリスクを最適化
- 3.動的で情報の非対称性が大きい状況下でも、比較的よく機能する

計算不可能な不確実性の残存

サンクション・システムの概要

DPA（訴追延期合意制度）のインセンティブ・ストラクチャを参考に

最適な企業活動とは

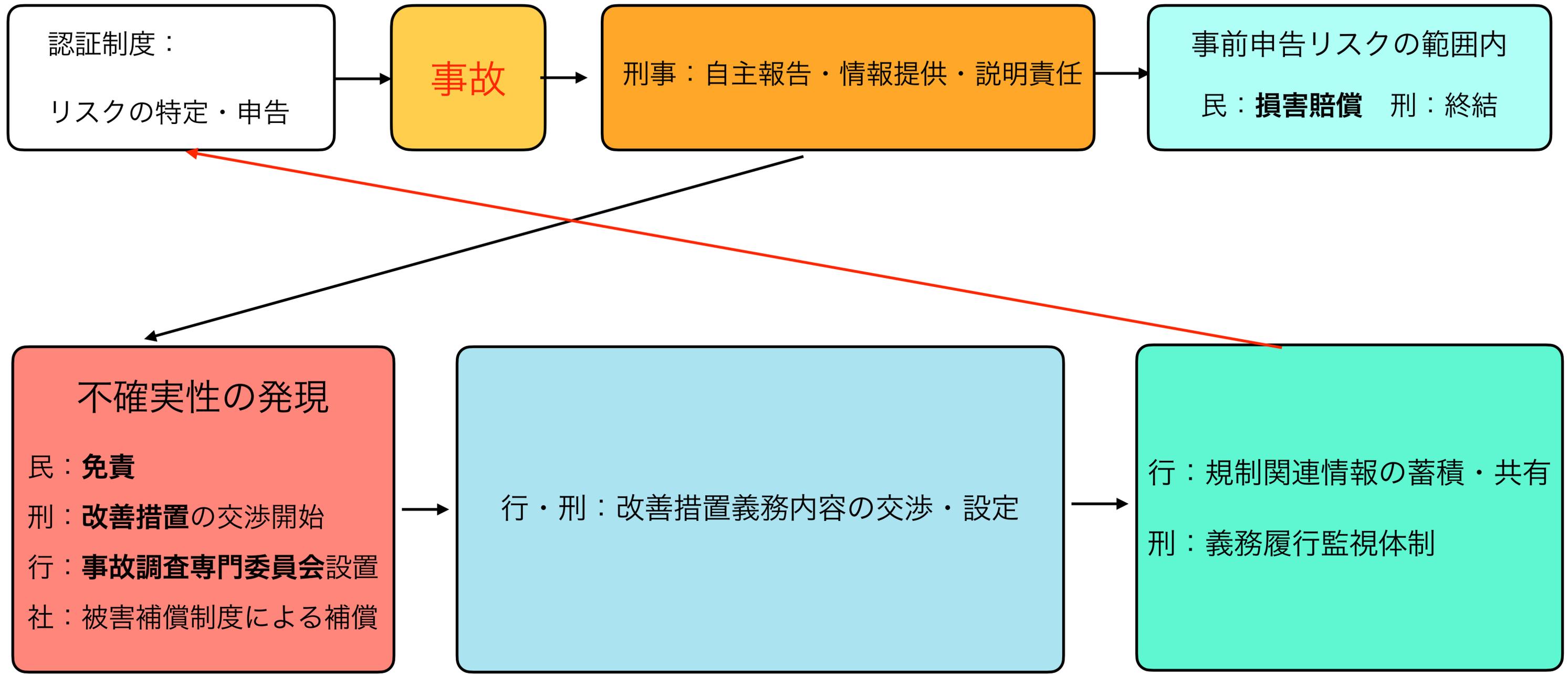
1. 企業が生じる計算可能な負の外部性としてのリスクを内部化
2. 企業の提供する財・サービスへの価格転嫁による生産活動の最適化
3. 企業自身による最適なコンプライアンスの構築
4. イノベーションとリスクマネジメントの最適な衡量がなされる

インセンティブストラクチャの設計

1. リスクの特定・申告を通じた共同規制（認証制度）の実施
2. 広範かつ厳格な企業制裁法制（刑事厳格責任+行政制裁） / 「規制の虜」への検察（第三者機関）関与
3. 捜査・調査協力、構造改革・改善措置への恩典、交渉対象の訴追指針策定を通じた構造化・制度化（DPA Deferred Prosecution Agreements 訴追延期合意）
4. 公益通報者報奨制度及び弁護士依頼者間秘匿特権の整備
5. リスクの賠償責任と不確実性の免責・被害者補償制度



共同規制・制裁法制のフローチャート



このサイクルの回転を通じて不確実性がリスクに転化し、制度もアップデートされる

企業活動の質的变化 民主主義の新たな「ハブ」



- 1.共同規制システムの理解・浸透により、企業が規制の「主体」として機能する：規制当局・市民へのアカウントビリティが企業活動の永続性にとって重要な意味を持つ
- 2.企業は市民（使用者・受益者・潜在的被害者）の意見を踏まえて製品やサービスを設計・開発することにより、製品やサービスに民主主義的な価値を付与することができる：倫理的な設計・デザインの核となるプロセス
- 3.問題が発生した際も当局への情報提供や当局との交渉、被害者を含む利害関係者からの意見聴取を通じて、個別具体的な問題解決策を提示・具現化する
- 4.製品・サービスを通じて民主主義的に政策目標や価値を実現する活動へと積極的に関与することになる：「法執行機関」としての企業活動

Accountable Design

Toward responsible innovation

設計倫理

- 予期・反省性・包摂性・応答性：開発者倫理の4つの次元
- イマジネーション/シナリオ分析：予期
- ステークホルダー分析：予期・反省性・包摂性
- 新しい責任法制：応答性・（予期・反省性・包摂性）

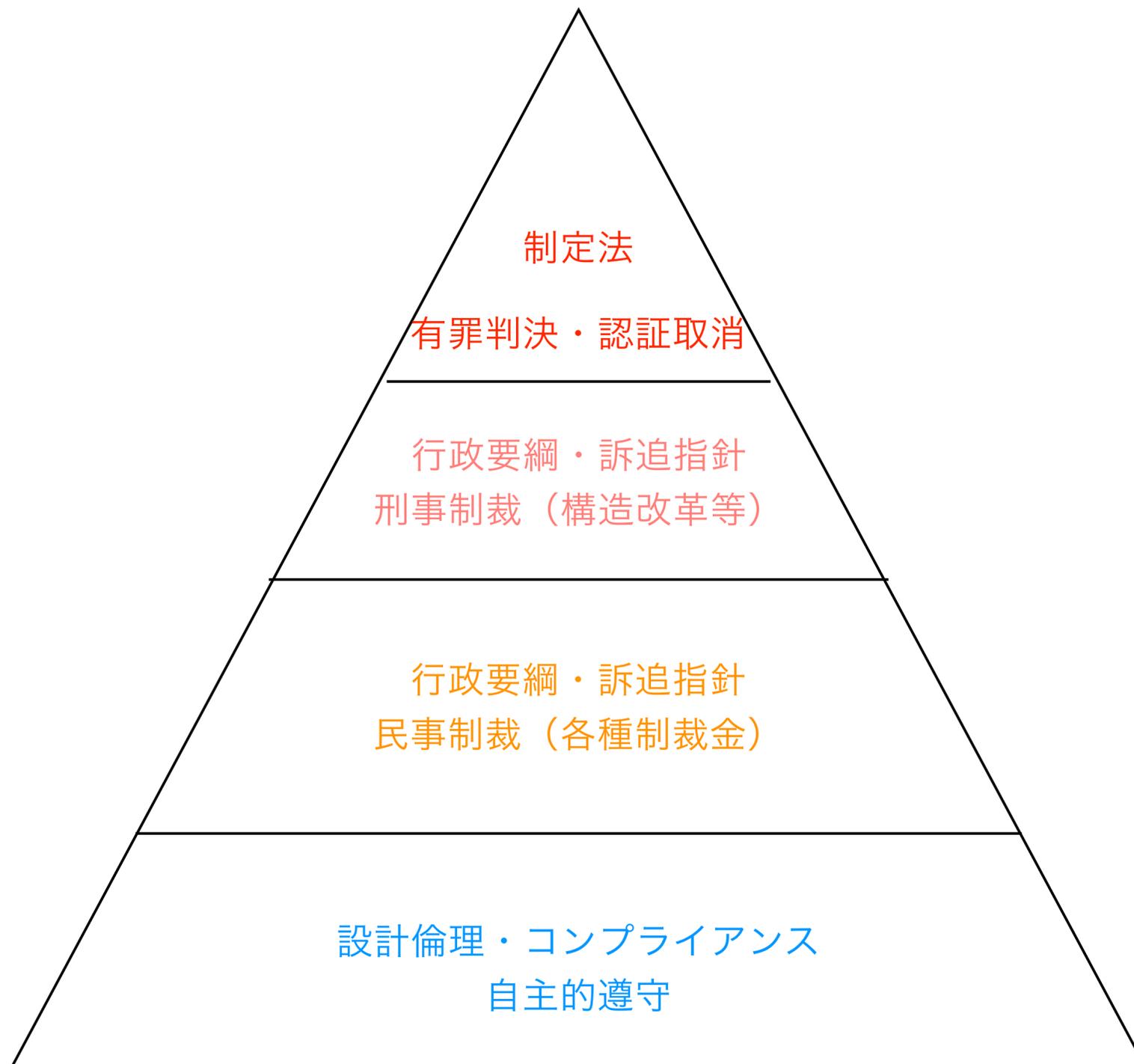
具体的要件

- イノベーションとリスク双方の特定・計算を設計倫理に基づいて履行する：IEC31010等の国際標準を踏まえた具体化または新たな国際標準の提案・策定
- 設計倫理が説得力ある費用便益分析に基づいて実践されている
- 不確実性に対する備えが制度的になされている：調査手続及びコンプライアンス体制の整備・人的及び物的資源



規制のピラミッド

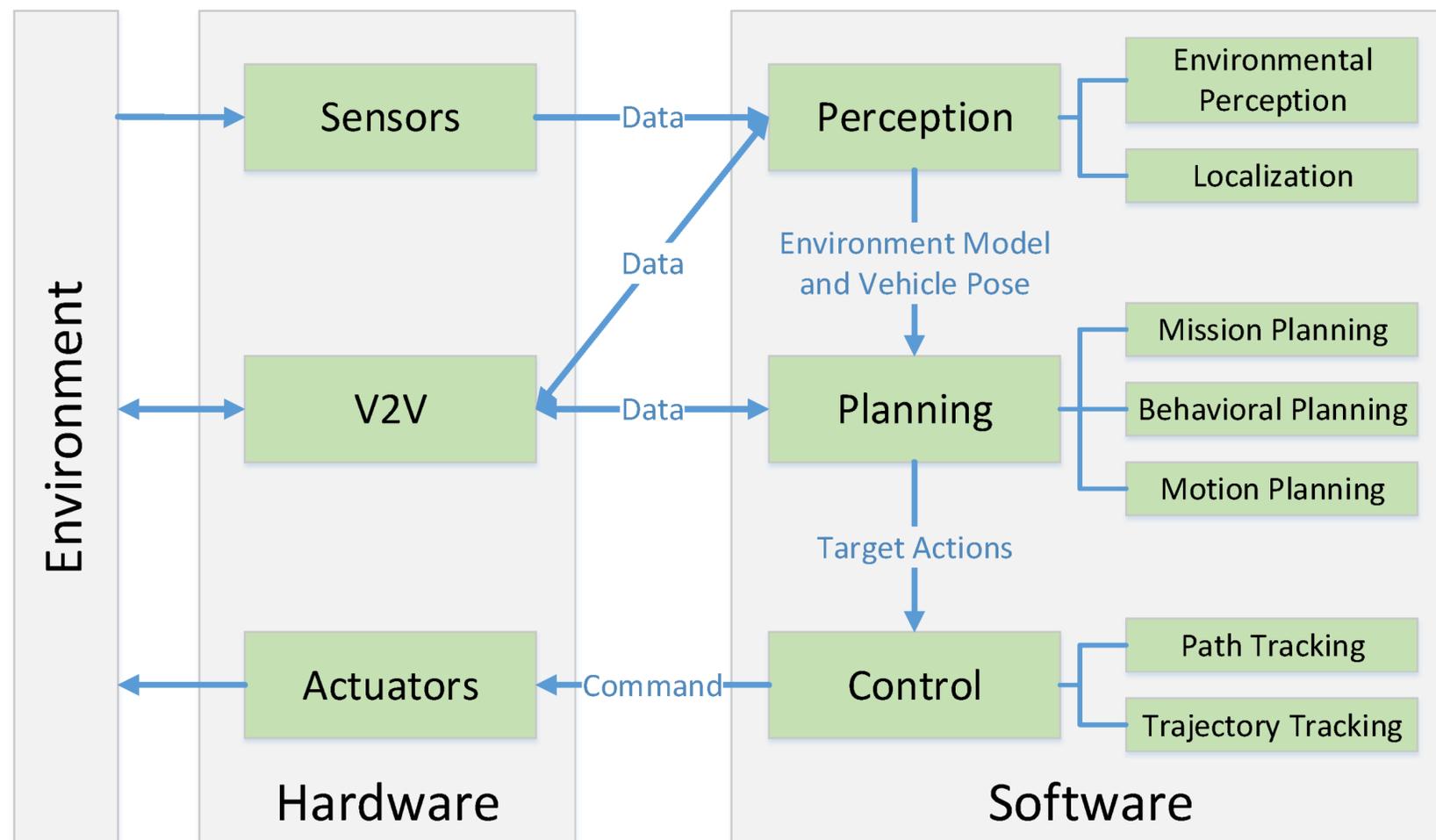
ソフトロー/ハードローの連続体



1. アカウンタビリティとライアビリティの逆相関関係
2. アカウンタビリティが低下すると、サンクションシステムの階梯が上昇する
(民事制裁：各種制裁金→刑事制裁：構造改革等→有罪判決・認証取消)
3. ソフトローとハードローの連続体が存在する (設計倫理・コンプライアンス→行政要綱・訴追指針→制定法)

リスクの割当

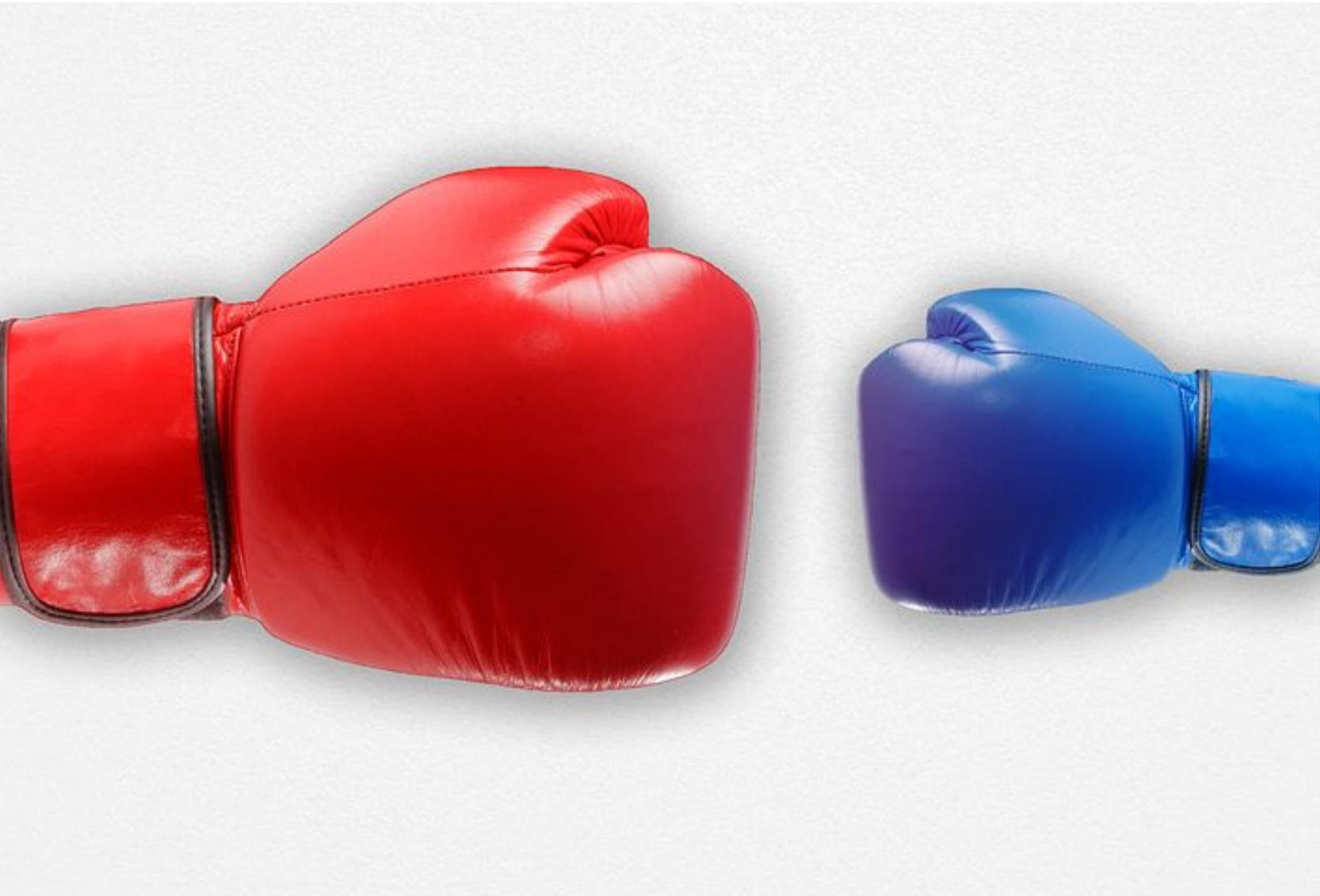
認証・責任法制/契約による分配



1. モジュール化されたコンポーネントと供給主体の単数性/複数性
2. AI・ロボティクスと人及び環境的AI・ロボティクスとの協調動作の有無
3. 1及び2から（最低）2x2の状況に対応できるようにリスクの割当を可能にする必要
4. 認証・責任法制によるリスクの割当/契約によるリスクの割当：責任法制の効率性/市場の効率性(川上企業の市場支配力)

具体的提案

不正競争防止法のアップデート



1. 現状の責任法制のまま共同規制体制に移行すると、過剰規制を生じるか、過少規制によって無責任で非倫理的な企業の方が競争優位に立つ可能性がある
2. Society 5.0に即した不正競争防止法を制定する（デジタル法制局を設置する）ことで、リスクとイノベーションの責任ある両立を推進できる
3. DPAは外国公務員等贈賄の文脈で活用されてきた経緯があるので、新しい責任法制と不正競争防止法との相性は良い
4. 利益の吐出しや企業の収益を基準とする金銭制裁などの導入も一緒に行うと国際標準にも追いつく